

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る 事業者認定実施要領

新潟県木材組合連合会

第1 目的

本実施要領は、新潟県木材組合連合会（以下「連合会」という。）が令和7年1月1日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第2 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された「森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法」により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

- 2 認定は連合会の会員を対象とし、会員外の認定についての事項は、必要があれば別途定める。

第3 事業者認定申請

認定を受けようとする事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定時期の1ヶ月前までに【別記1】、【別記1-2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」（以下「申請書」という。）を、手数料及び維持費とともに連合会に提出しなければならない。

- 2 前項の維持費は認定されなかった場合、返納する。
- 3 認定時期及び料金等については次のとおりとする。

①認定時期（四半期毎に申請を締め切り、審査委員会を開催し認定する。）

- ・ 2月28日 申請締め切り 4月認定
- ・ 5月31日 申請締め切り 7月認定
- ・ 8月31日 申請締め切り 10月認定
- ・ 11月30日 申請締め切り 1月認定

②認定申請に伴う手続き

申請書に『「認定手数料：10,000円(消費税10%込)、維持費：20,000円(消費税10%込)」合計：30,000円(消費税10%込)』の振込受領書の写しを添付すること。

なお、審査の結果認定されなかった場合、「維持費20,000円(消費税10%込)」は返納する。

認定事業者で有効期間が満了していない者が新たにGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定申請を行う場合は、認定手数料10,000円(消費税10%込)とし、有効期間については、従前の認定期間と同一とする。

現地検査を必要とする場合、審査に要する日当及び旅費は連合会の定めるところにより請求する。

第4 審査及びその結果の通知

連合会は、本実施要領に基づく認定のため会長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。

2 審査委員会は、提出された申請書の内容について、実施要領「第5 事業者の認定要件」及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は、連合会の職員が現地審査を実施する。

ただし、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については現地審査を実施することとする。これに関し、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。

3 連合会は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第5 事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

①間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。

②入出荷、加工、保管の各段階において、間伐材等由来の木質バイオマス又は

一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう、分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

③間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が、管理簿等により把握できること。

④関係書類（証明書を含む。）を5年間保存すること。

(分別管理責任者の選任)

⑤本取組の責任者が、2名以上選任されていること。

(GHG関連情報の管理等)

⑥国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第6 事業者認定書の交付及び公表

連合会は、認定事業者に対して【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（以下「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）、認定年月日を連合会のホームページ等に公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とし、継続できるものとする。

第7 証明事項の記載

認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に連合会認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

2 GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。

3 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記3】とする。

第8 取扱実績報告及び公表

認定事業者は、【別記4】で定める「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を、毎年6月末までに連合会へ報告する。

2 連合会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 立入検査

連合会は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、連合会から検査を行う旨通知を受けた場合、必要な情報を提供するなど当連合会に協力しなければならない。

連合会は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。なお、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度（更新の認定を行う年度を除く）、書類検査を実施することとする。

第10 認定事業者の取消し

連合会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を連合会のホームページ等に公表するものとする。

- ① 証明書の記載事項（GHG関連情報を含む。）に虚偽があったとき。
- ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
- ③ 団体が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき。その他、認定事業者が、認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

- 2 連合会は、認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第11 事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【別記1-2】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を連合会に提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成24年11月1日から施行する。

附則 この実施要領は、平成27年3月1日から施行する。

附則 この実施要領は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この実施要領は、令和7年1月1日から施行する。

【別記1】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

新潟県木材組合連合会長 様

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

㊟

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下
記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 間伐等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明
された木材の取扱予定量：別紙1
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：別紙2
- 4 分別管理及び書類管理の方針：別紙3
- 5 その他

(注)「5 その他」には、資格（ISO、JAS等）があれば記入してください。該当がない場合は削
除してください。

【別記1】(GHG 関連情報の収集・管理・伝達について申請する場合)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

令和 年 月 日

新潟県木材組合連合会長 様

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

㊟

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 間伐等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱予定量：別紙1
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：別紙2
- 4 分別管理及び書類管理の方針：別紙3-2
(GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」)
- 5 その他

(注)「5 その他」には、資格（ISO、JAS等）があれば記入してください。該当がない場合は削除してください。

【別記1－2】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書
(継続)

令和 年 月 日

新潟県木材組合連合会長 様

(申請者)

認定番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

㊟

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 従業員数：
- 2 過去3年間の間伐等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績：別紙1－2
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：別紙2
- 4 分別管理及び書類管理の方針：別紙3
- 5 その他

(注)「5 その他」には、資格（ISO、JAS等）があれば記入してください。該当がない場合、5以降は削除してください。

【別記1－2】(GHG 関連情報の収集・管理・伝達について申請する場合)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書
(継続)

令和 年 月 日

新潟県木材組合連合会長 様

(申請者)

認定番号:

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の氏名:

㊟

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 従業員数:
- 2 過去3年間の間伐等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績:別紙1－2
- 3 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況:別紙2
- 4 分別管理及び書類管理の方針:別紙3－2
(GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合は、「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理の方針」)
- 5 その他

(注)「5 その他」には、資格(ISO、JAS等)があれば記入してください。該当がない場合、5以降は削除してください。

【別記2】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

令和 年 月 日

様

新潟県木材組合連合会
会長

令和 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、新潟県木材組合連合会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号：新潟県木連(バイオマス)ー

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

【別記2】(GHG 関連情報の収集・管理・伝達について認定する場合)

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

令和 年 月 日

様

新潟県木材組合連合会
会長

令和 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、新潟県木材組合連合会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

今回の認定には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

団体認定番号：新潟県木連(バイオマスG)ー

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

【別記3】（例：流通・加工段階の証明書の記載事項）

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る（間伐材等由来の木質バイオマス・
一般木質バイオマス）証明

〇〇（販売先）様

〇〇チップ製造事業者
認 定 番 号

下記の物件は、全て（間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス）であり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 樹種
- 2 数量

※「間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス」は、該当しないバイオマス名を削除すること。

※本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記3】(GHG 関連情報の収集・管理・伝達について証明する場合)
(例：流通・加工段階の証明書の記載事項)

番 号
令和 年 月 日

発電用チップに係る（間伐材等由来の木質バイオマス・
一般木質バイオマス）証明

〇〇（販売先）様

〇〇チップ製造事業者
認 定 番 号

下記の物件は、全て（間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス）であり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 1 樹種
- 2 数量
- 3 GHG 関連情報（GHG 基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

- (2) 加工区分

- チップ加工
ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

- (3) 製品輸送区分

- トラック最大積載量：4t 車以上 10t 車以上 20t 車以上
輸送距離：0km 以下 20km 以下 30km 以下 40km 以下
50km 以下 100km 以下 150km 以下 200km 以下
300km 以下

※GHG 関連情報の内容については必要に応じて加除する（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要）。

※「間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマス」は、該当しないバイオマス名を削除すること。

※本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来のバイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

【別記4】間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式

令和 年 月 日

新潟県木材組合連合会長 様

団体認定番号：新潟県木連(バイオマス)- 号
事業者の所在地：
事業者の名称：
代表者の氏名：

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス
であることが証明された木材の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

期間：令和 年4月 1日～令和 年3月31日

1 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量(m ³): 原木（原料）出荷量(m ³): チップ等出荷量(m ³):
2 1のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量(m ³): 原木（原料）出荷量(m ³): チップ等出荷量(m ³):
3 1のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量(m ³): 原木（原料）出荷量(m ³): チップ等出荷量(m ³):
4 主に取り扱っている製品 (○を付けて下さい)	国産原木 輸入原木 国産製材 輸入製材 国産チップ 輸入チップ 剪定枝・街路樹 一般廃棄物 その他 ()

【別記4】間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式(GHG 関連情報の収集・管理・伝達も含めて報告する場合)

令和 年 月 日

新潟県木材組合連合会長 様

団体認定番号 : 新潟県木連(バイオマス)- 号
事業者の所在地 :
事業者の名称 :
代表者の氏名 :

間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス
であることが証明された木材の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

期間 : 令和 年 4 月 1 日 ~ 令和 年 3 月 31 日

1 木材の取扱量 (総数)	原木 (原料) 入荷量(m ³) : 原木 (原料) 出荷量(m ³) : チップ等出荷量(m ³) :
2 1のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量(m ³) : 原木 (原料) 出荷量(m ³) : チップ等出荷量(m ³) :
うち、GHG 関連情報を伴うもの	原木 (原料) 入荷量(m ³) : 原木 (原料) 出荷量(m ³) : チップ等出荷量(m ³) :
3 1のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量(m ³) : 原木 (原料) 出荷量(m ³) : チップ等出荷量(m ³) :

【別記5】

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る
事業者の認定取消通知書

令和 年 月 日

様

新潟県木材組合連合会
会長

貴事業者については、 年 月 日付けで認定事業者として認定
しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第
10の規定に基づき、令和 年 月 日付けでその認定を取り消したの
で通知します。

記

団体認定番号：

事業者の名称：

代表者の氏名：

事業者の所在地：

取消の理由：

間伐等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス
であることが証明された木材の取扱予定量

1年間の取扱予定量を記載してください。

区分	製品名	数量 (m ³) (整数止)
1 木材の取扱量 (総数)	原木 (原料) 入荷量	
	原木 (原料) 出荷量	
	チップ等出荷量	
	合計	
2 1のうち、間伐等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量	
	原木 (原料) 出荷量	
	チップ等出荷量	
	小計	
3 1のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木 (原料) 入荷量	
	原木 (原料) 出荷量	
	チップ等出荷量	
	小計	

※なお、上の表にはリサイクル木材は含めません

間伐等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス
であることが証明された木材の取扱実績

前認定以降の取扱実績について記載してください。

区分	製品名	数量 (m ³) (整数止)
1 木材の取扱量 (総数)	原木 (原料) 入荷量	
	原木 (原料) 出荷量	
	チップ等出荷量	
	合計	
2 1のうち、間伐等由来の バイオマスであると証明 されたもの	原木 (原料) 入荷量	
	原木 (原料) 出荷量	
	チップ等出荷量	
	小計	
3 1のうち、一般木質バイ オマスであると証明され たもの	原木 (原料) 入荷量	
	原木 (原料) 出荷量	
	チップ等出荷量	
	小計	

※なお、上の表にはリサイクル木材は含めません

建物及び施設配置図 (例)

(施設配置図は (例) を見本に、各社の実態に合わせて作成すること。)



一般木質バイオマス
原木置場

間伐材等由来の木質バイオマス
原木置場

工場

間伐材等由来の 木質バイオマス チップ等置場	一般木質バイオマス チップ等置場
------------------------------	---------------------

事務所

道路

事業所	所在地
-----	-----

分別管理及び書類管理方針書 (例)

事 業 体 名
令和 年 月 日作成

本方針書は、新潟県木材組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範 (令和7年1月1日)」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇・〇〇〇〇を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ等の加工に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないようにする。
- ・チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

分別管理及び書類管理方針書（例）

事 業 体 名
令和 年 月 日作成

本方針書は、新潟県木材組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和7年1月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社における原木の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇・〇〇〇〇を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・原木の保管に当たって間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在のおそれがある場合には、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、それぞれの木材が混在しないよう分別管理する。
- ・原木の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(書類管理)

- 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量を実績報告として取りまとめる。
- 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

分別管理及び書類管理方針書（例）

事 業 体 名
令和 年 月 日作成

本方針書は、新潟県木材組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（令和7年1月1日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG 関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社工場において、原木及び当該原木を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG 関連情報管理等責任者）

- ・分別管理・GHG 関連情報管理等を適切に行うため、〇〇〇〇・〇〇〇〇を分別管理・GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ等の加工に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バ

バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

- チップ等の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- 原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、ガイドライン 4 (4) に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容 (原料区分、輸送のトラック最大積載量輸送距離等) に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。
- 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面 (電子媒体も可) により伝達する (由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに関係書類を 5 年間保存する。

(書類管理)

- 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

以上

分別管理及び書類管理方針書 (例)

事 業 体 名
令和 年 月 日作成

本方針書は、新潟県木材組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範 (令和 7 年 1 月 1 日)」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達 (以下、「GHG 関連情報の管理等」という) の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社における原木の取扱いに当たって適用する。

(分別管理・GHG 関連情報管理等責任者)

- ・分別管理・GHG 関連情報管理等を適切に行うため、〇〇〇〇・〇〇〇〇を分別管理・GHG 関連情報管理等責任者として定める。
- ・分別管理・GHG 関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・原木の保管に当たって間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在のおそれがある場合には、保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保し、それぞれの木材が混在しないよう分別管理する。
- ・原木の出荷に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。

(GHG 関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時に GHG 関連情報の有無を確認し、GHG 関連情報がある場合は、ガイドライン 4 (4) に定める認定を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG 関連情報がある場合は、当該情報の内容 (原料区分、輸送のトラック最

大積載量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷まで GHG 関連情報を適切に管理する。

- 出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- 入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに関係書類を 5 年間保存する。

（書類管理）

- 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス及びそれ以外の木材それぞれに係る原木取扱量を実績報告として取りまとめる。
- 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け、適切に記載する。
- 証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5 年間整理保管する。

以上